

令和3年度茨城県犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業募集要項

1 目的

茨城県における犬及び猫の殺処分頭数ゼロを目指し、県民が犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現のための取組を支援します。

2 応募対象団体等

以下の要件を満たす、茨城県内に活動拠点を置き、県内で活動を行う非営利団体（任意団体を含む）又は県が委嘱する動物愛護推進員を含む2人以上のグループとする。

- (1) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること
- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと
- (3) 公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (4) グループの代表者（法人にあっては代表者及び役員）が、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと
- (5) 動物愛護に係る活動の実績を有すること

3 募集する事業

- (1) 以下に掲げる取組において、事業計画の補助対象経費が5万円を超える事業を募集します。
 - ① 教育に資する取組
概ね18才以下の生徒、児童、幼児を対象として、犬や猫の命の尊さを学ぶ場や機会を提供しようとする取組
 - ② その他の取組
犬猫の愛護に関する講演会の開催、冊子等の発行、適正な犬猫の飼養の普及啓発を兼ねた譲渡会の開催等、犬猫の殺処分頭数の減少に資する取組
- (2) 応募は、1団体につき(1)の①又は②のいずれか1提案までとします。
- (3) ①から②の事業は、補助対象から除きます。
 - ① 営利を目的とし公共性を欠くもの
 - ② 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するもの

4 事業実施期間

対象事業として決定した日から令和4年3月31日まで

5 募集・補助額等

- (1) 補助対象団体数 上限15団体
- (2) 補助額 1団体につき上限5万円
- (3) 補助対象経費：報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、傷害保険料、使用料・賃借料、その他事業実施に必要な経費（備品購入費、人件費、団体等の運営費は除く）

6 応募方法・期限

(1) 募集期間

令和3年4月5日（月）から令和3年5月6日（木）

（郵送の場合は必着とする。電子メールの場合は17:00まで）

(2) 提出書類

① 以下の書類に必要事項を記入のうえ、提出してください。

- ・ 犬猫殺処分ゼロ推進活動事業計画書（様式第1号）
- ・ 収支計画書（様式第2号）
- ・ 会員（事業参加者）一覧表（様式第3号）
- ・ 団体代表者の住民票（法人の場合は登記事項証明書）

提出日から直近3か月以内に発行したのもの。写し可能

② 提出部数：1部

③ 提出先

提出書類は、郵送または電子メールにより保健福祉部生活衛生課で受け付けます。

※電子メールの場合は、送信した旨を下記問合せ先までご一報願います。

○ 郵送先：〒310-8555 水戸市笠原町978番6

○ 電子メール：seiei1@pref.ibaraki.lg.jp

7 審査基準

応募のあった事業活動の中から、選定委員会において審査のうえ選定します。

8 活動実施後の報告等

活動終了後に、別に定める様式により活動内容を報告するとともに、経費精算書を提出してください。

9 その他

応募書類は、採択の可否に関わらず返却しません。

なお、採択された取組については、団体・グループ名や補助額、事業内容（成果物）を県のホームページ等で公表いたしますので、御了承願います。

<問合せ先>

茨城県保健福祉部生活衛生課動物愛護担当

〒301-0855 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-3418

FAX 029-301-0800

E-mail seiei1@pref.ibaraki.lg.jp